

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1)地域の災害リスク

①多賀城市

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、想定最大規模の降雨があった場合、市内各所において浸水被害が予想され、特に市内の中心を流れる砂押川の南側において、3mを超える浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市内の「下馬三丁目」「伝上山二丁目」「鶴ヶ谷二丁目」の傾斜地が、がけ崩れなどが生じるおそれのあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で80%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

当市における風水害は、台風の太平洋岸の北上又は本州の縦断による暴風雨、発達した低気圧の接近による集中的・局地的な豪雨によるものである。特に、短時間に大量の降雨があった場合の平野部の低平な場所での内水氾濫が目立つ。

短時間の集中的な降雨の場合、当市の低地の河川勾配が小さいため大量の雨水を排出できず、市街化の進行による急速な雨水流出と地下への雨水浸透の阻害が浸水被害を拡大している。このため、当市の水害は、家屋の浸水、道路の冠水、水田・畑などの農作物の冠水がほとんどであり、家屋の浸水は、氾濫平野、後背湿地、旧河道に集中している。

②七ヶ浜町

(津波：ハザードマップ)

七ヶ浜町：ハザードマップでは、「東日本大震災」の浸水域を表示し、津波による被害が想定される区域とその程度を示しており、避難所・避難場所・避難経路等の防災関連情報を分かりやすく提供しているが、地震等の影響による地形変動の他、気象条件等により、浸水域はより広い範囲になると予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、町内の「菖蒲田浜葦ヶ森」「代々崎西八ヶ森」の傾斜地が、がけ崩れなどが生じるおそれのあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

七ヶ浜町：地震ハザードステーションの防災地図によると、地域にもよるが、震度6弱以上の地震が今後30年間で6～30%以上の確率で発生するとされている。

【参考：東日本大震災津波被害】



▲東日本大震災大津波による浸水エリア:赤印

- 多賀城地域
宮城県のはぼ中央、仙台市の北東側に位置し、国道45号線の他、JR東日本東北本線が2駅、JR東日本仙石線が2駅を有している。
仙台港に隣接する市南部は、主に製造関係の企業で工事地帯を形成しており、東日本大震災では仙台港から押寄せた津波により、多賀城地区工場地帯から多賀城駅南口の砂押川までのエリアは、全壊・流出から床上浸水等の一部損壊の被害を受け、仮設住宅や仮設店舗が整備されたが、多賀城地域は現地再建地域である。
- 七ヶ浜地域
七ヶ浜町は、多賀城市の東側に位置し、南と東を太平洋、北は松島湾と、三方を海に囲まれた港町。松島湾を望む風光明媚な景観や、漁業が盛んな町で、「皇室献上海苔」として高い評価を得ている海苔養殖業は町の基幹産業となっている。
東日本大震災では町沿岸部が大津波の直撃を受け全壊・流失等の壊滅的な被害を受けたことから、土地区画整理事業より高台集団移転等の復興事業が実施された。

【参考】令和元年東日本台風による被災状況

- ・多賀城地域においては、多賀城駅から北西に位置する一部地域が豪雨により、床上浸水の被害を受け休業した事業所があったが、七ヶ浜地域においては、沿岸部においても防潮堤の完成もあり高波被害はなく、一部の地域で床下浸水程度に留まり、休業に至る被害はなかった。

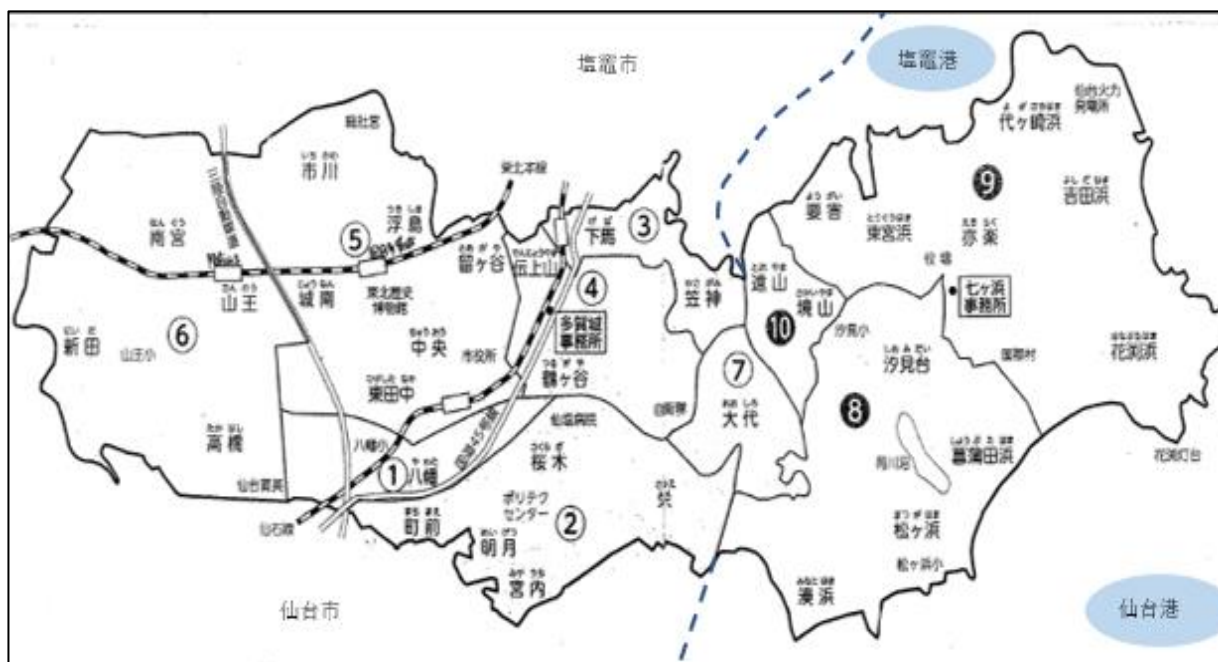
(2) 商工業者の状況

・管内事業者数

【2019. 7. 1 現在】

地 域	商工業者数	うち小規模事業者数	小規模者数割合
多賀城市	1, 6 4 5 件	1, 3 9 8 件	8 4. 9 8 %
七ヶ浜町	4 4 5 件	4 1 4 件	9 3. 0 3 %
合 計	2, 0 9 0 件	1, 8 1 2 件	8 6. 6 9 %

・当会組織 10 支部エリア略図 / 多賀城地域①～⑦、七ヶ浜地域⑧～⑩



・支部別事業者数

(単位: 件)

地 区		全体	小規模	地区別構成率
多 賀 城	① 八幡	234	202	14. 2%
	② 桜木・栄・町前・明月・宮内 【工場地帯有】	405	280	24. 6%
	③ 下馬・笠神	216	190	13. 1%
	④ 伝上山・鶴ヶ谷	107	97	6. 5%
	⑤ 中央・浮島	306	281	18. 6%
	⑥ 山王・高橋・新田	259	238	15. 8%
	⑦ 大代	118	110	7. 2%
小 計		<u>1, 645</u>	<u>1, 398</u>	<u>78. 7%</u>
七 ヶ 浜	⑧ 湊・松ヶ浜・菖蒲田・汐見台	171	162	38. 4%
	⑨ 花淵・吉田・代ヶ崎・東宮・要害・亦楽	147	131	33. 0%
	⑩ 遠山・境山	127	121	28. 6%
小 計		<u>445</u>	<u>414</u>	<u>21. 3%</u>
合 計		2, 090	1, 812	

【内 訳】

●多賀城地域

※東日本大震災の津波被害を受け他地域に移転した企業も多数あったが、仙台港背後地には大規模企業が多数存在し、企業間取引・運輸アクセス等の利便性から、当該地域での企業立地は多い。

【工場地帯: 当会組織 10 支部エリア略図: ②】

・業種別事業者数

業種	全体	小規模	立地状況
建設業	380	360	②工場地帯 19%、⑤中央地域 20%、⑥山王地域 25%
製造業	68	52	②工場地帯 48%
電気・ガス・熱供給	3	0	②工場地帯のみ
情報通信業	3	3	⑤中央地域付近のみ
運輸業、郵便業	62	43	②工事用地帯 58%
卸売・小売業	374	278	市内に広く分散
金融業、保険業	23	21	市内に広く分散
不動産・物品賃貸業	110	95	① 八幡地域 29%
専門技術サービス業	83	75	市内に広く分散
宿泊業、飲食業	205	179	② 工場地帯 34%、①八幡地域 24%
生活関連、娯楽業	169	156	市内に広く分散
教育・学習支援業	35	33	市内に広く分散
医療、福祉	32	30	市内に広く分散
複合サービス事業	7	7	市内に広く分散
上記以外(産廃清掃等)	91	66	②工場地帯 27%
合 計	1,645	1,398	

※事業所最多地域 ②桜木・栄・町前・明月・宮内「工場地帯有」地区

当地区(405 件)は多賀城全体(1,645 件)の 24.6%

⇒ 上位業種件数	卸小売業	104 件
	建設業	72 件
	宿泊飲食サービス	69 件
	運輸・郵便業	36 件
	製造業	33 件

※事業継続力強化支援 最重点エリア

・桜木・栄・町前・明月・宮内 【工場地帯有】地区

→ この地区には、電気部品、食料品製造の大手企業や、サプライチェーンの一部を担う企業をはじめ、建設業、産業廃棄物処業、運送サービス業者等が工場地帯の中心部に集積し、エリア周辺には飲食サービス業等が広く立地し、全体の 69.1%が小規模事業者である。

特に、この地区は、ハザードマップによる「洪水浸水想定区域」及び「津波浸水区域」の両方に入っていることから、事業継続力強化に向けた取り組みが必要な地域と考える。

●七ヶ浜地域

沿岸部においては、東日本大震災大津波の直撃を受け、高台集団移転等の復興事業が実施された。

※沿岸部：当会組織 10 支部エリア略図：⑧⑨⑩／沿岸部は防潮堤整備が完了したが、高台以外は全て海に面している】

・業種別事業者数

業種	全体	小規模	立地状況
建設業	158	151	高台地域の町内に広く分散
製造業	44	43	⑨花刈地域 47%
電気・ガス・熱供給	1	1	⑨花刈地域のみ
情報通信業	0	0	事業所なし
運輸業、郵便業	14	12	⑧湊地域 50%
卸売・小売業	97	85	町内に広く分散
金融業、保険業	3	3	⑧湊地域のみ
不動産・物品賃貸業	18	18	⑧湊地域 44%
専門技術サービス業	20	17	町内に広く分散
宿泊業、飲食業	25	24	⑧湊地域 52%
生活関連、娯楽業	28	28	⑧湊地域 39%、⑨花刈地域 43%
教育・学習支援業	6	6	町内に広く分散
医療、福祉	6	6	⑧湊地域 66%
複合サービス事業	2	2	⑨以外の地域に各 1 件
上記以外(産廃清掃等)	23	18	⑨花刈地域 43%
合計	445	414	

※事業所最多地域⑧「湊地域」 湊地域(171 件)は七ヶ浜全体(445 件)の 38. 4%。

⇒上位業種件数

建設業 56 件
卸小売業 39 件
宿泊飲食 13 件

※事業継続力強化支援 最重点エリア

- ・湊・松ヶ浜・菖蒲田・汐見台 地区 → 汐見台地区以外は海に面している。
- ・花刈・吉田・代ヶ崎・東宮・要害・亦楽 地区 → 亦楽以外は海に面している。

※上記エリア全体の 92. 1%が小規模事業者である。立地環境により台風等による防風・高波や地震による津波等に備えたリスク対応が必要な地域である。

(3)これまでの取組

①多賀城市のこれまでの取組

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・防災マップの作成
- ・防災手帳の作成
- ・災害時避難所運営マニュアルの作成
- ・自主防災組織活動マニュアルの作成
- ・防災行政無線の設置
- ・災害対応型自動販売機の設置
- ・地震や防災情報のメール配信サービスの実施
- ・民間事業者及び自治体との災害時相互応援協定の締結

②七ヶ浜町のこれまでの取組

- ・避難計画の策定
- ・避難所運営マニュアルの作成
- ・避難場所マップの作成
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

③当会の取組

【東日本大震災発生以前】

- ・宮城県商工会連合会の統一モデルを参考に、当会の大規模災害対策マニュアルを取りまとめ、当会のみで、必要に応じ簡易な避難訓練を実施していた。

【東日本大震災発生時】

《発災時の取組》

- ・東日本大震災発生時は、当該マニュアルに従い、職員の安否確認・安全確保をした後、人命第一の原則に従い、職員は家族等の安否確認・安全確保のため帰宅し、翌日の出勤についても、当該マニュアルに基づき対応した(交通手段がなく、本商工会に出勤できない場合は、自宅近くの商工会に出勤等の対応を行った)。
- ・翌日に、当該マニュアルに基づき、災害対策本部を多賀城会館内に設置し、対策本部長(会長)の指示のもと、商工会 10 支部の支部長等の協力を得ながら、管内の被害状況調査を実施するとともに、復旧支援方針を検討・決定した後、被災事業者に対する「東日本大震災特別相談窓口」を開設した。

《被災事業者支援》

- ・特別相談窓口では、経営・金融・労働をはじめ、国の復旧支援施策であるグループ化補助金申請など、被災事業者に対する迅速な支援を行う当会の支援体制を整備した。
- なお、現在でも補助金採択者に対しては、フォローアップ支援のためのアンケート調査を実

施し、継続支援を実施している。

- ・災害時には、全国の商工会ネットワークにより、他の商工会からの人的支援も要請でき、バックアップ体制が整備されているとともに、東日本大震災においては、補助金・金融・税務等の相談業務に対応するため、宮城県商工会連合会サポーターリーダーや各種支援機関からの専門家等の人的支援をいただき、被災事業者に対する事業再建を支援した。
- ・グループ補助金申請に伴うグループによる復興事業計画に地域行政等が開催する「防災訓練」に毎年参加することを提案し、支援した全グループから合意を得たことから、引き続き機会があるごとに、多賀城市、七ヶ浜町が実施する防災訓練への参加を管内事業者に勧奨する。

【東日本大震災関連】	・特別相談窓口相談件数	766 件
	・グループ補助金申請件数	9 グループ (延べ 247 件)
	・施設復旧支援補助金	101 件

【当会の現在の取組】

- ・平成 29 年度より、全国の商工会で、損害保険会社 4 社と連携した、「商工会のビジネス総合保険」制度の取り扱いを開始したことに伴い、当該保険の周知による自然災害リスク軽減と注意喚起に努めている。
- ・事業再建、経営支援再開の迅速化を図るため、事業者情報、記帳指導、経理・決算情報など、経営支援に不可欠な情報の管理・利用を全国商工会連合会が運営するシステムを活用し(クラウド型)、別サーバーへの保存を行っていることから、災害により商工会館が直接的な被害を受けた際も、会員事業所の基本情報を失うことなく、業務・会員支援の再開を迅速化することを可能としている。(全国商工会連合会システム活用)
- ・全国商工会連合会と損害保険会社が連携した、BCP 策定支援力強化支援研修会に職員が参加し、事業者BCP 策定支援人材の育成とリスク対応に関する普及啓発に取り組んでいる。
- ・巡回訪問や会報を活用し、国、県等が開催する事業者BCP 策定セミナー開催の周知と参加勧奨に努めている。
- ・防災備品(懐中電灯、非常食、発電機等)を多賀城事務所・七ヶ浜事務所に備蓄しており、発災時においても、持ち出し可能なノートパソコンと発電機を活用し、小規模事業者の基本情報についてはクラウドより取得する体制が整備されている。

II 課 題

当会の現状は、大規模災害マニュアルに従い、災害発生時には、職員の安否確認、人命救助と安全確保を第一に、管内商工業者の被害状況を把握し、被災事業者に対応した復旧支援を実施しているが、地域に対して災害支援施策を実施する多賀城市及び七ヶ浜町への被害状況の報告や連携体制等を明確に決めていなかったため、管内の被害状況が共有化されていないなど、多賀城市及び七ヶ浜町と連携した支援活動は不十分な状態にある。

また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいないことや、災害に対応した保険・共済に関する助言を行える当会の経営指導員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

更に、簡易版を含めた地域小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況は、実際にアンケート調査等は実施していないが、民間企業が全国規模で実施した、2018年の事業継続計画に対する企業の意識調査(サンプル数1万社)によると、①BCP策定済み14.7%、②策定中7.4%、③検討中22.8%である。

上記の①②③の合計割合は、2016年と比較し微減している一方、策定していない企業は0.6%増の45.6%との全国的な調査結果から、当会エリアにおいても災害リスク対応への意識が、低迷していることが伺える。

については、下記の課題の解決に取組み、小規模事業者の事業継続力強化を支援することが必要である。

(1) 災害リスクが小規模事業者に十分に浸透していない

当会地域では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の地震と大津波により甚大な被害が発生しており、今後の地域発展に向けては、管内の経営状況を踏まえ、かつ地域行政が策定した防災計画に沿った、小規模事業者への自然災害に対する事業リスクと災害対応力への更なる注意喚起が必要である。

東日本大震災の被災地である当会エリアの小規模事業者の経営状況は、資材高騰・人材不足・需要低迷等により厳しい経営環境であることから、より一層、災害リスクへの対応強化と事業継続力強化計画策定の重要性についての注意喚起が必要である。

(2) 行政との連携支援体制の構築が必要

当会の現状は、大規模策定マニュアルに基づき、災害発生時には、職員の安否確認、人命救助と安全確保を第一に、管内商工業者の被害状況を把握し、被災事業者に対応した復旧支援を実施していたが、地域に重要な災害支援施策を実施する地域行政への被害状況の報告の内容や連携体制等も明確に決めていなかったため、管内の被害状況は共有化されておらず、地域行政と連携した支援活動は不十分な状態にある。

については、地域行政との被害情報の共有化による、行政と連携した復旧支援方針決定の迅速化と、発災後における速やかな連携支援体制の構築に取り組む必要がある。

(3) 災害対応のマンパワー不足

事業継続力強化計画策定セミナー等に職員を積極的に参加させてはいるものの、職員の人事異動をはじめ、災害を想定した訓練も必要に応じて実施している程度であることから、平時および緊急時の対応を推進するため、行政と連携した訓練が必要である。

また、災害に対応した保険・共済に関して、助言を行える当会の経営指導員が不足している課題が浮き彫りになっている。

更に、発災後においては、被害調査・経営相談業務に対応する職員がマンパワー不足に陥

ることから、当会のみでの対応は困難であり他からの応援が必要である。

Ⅲ 目 標

管内小規模事業者の事業継続力強化による地場産業の振興を図るため、多賀城市、七ヶ浜町と連携し、地域防災計画に基づき自然災害リスクと事業継続力強化に関する情報の周知に努めるとともに、発災後における地域行政と被害情報連絡ルート及び被災事業者支援の連携体制を平時より構築するため、下記5項目を重点目標とする。

【重点目標】

1. 地域防災計画を基に、管内小規模事業者に対して災害リスクの認識向上や事前対策の必要性の周知に努める。
2. 巡回や窓口指導時において、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認及び加入推進を図る。
3. 多賀城市、七ヶ浜町と被害状況に関する報告ルートを構築し、災害発生時における円滑な被災小規模事業者支援の連携体制を確立する。
4. 発災後、速やかに復興支援が行えるよう、組織内における指揮命令系統等の体制を確立し、関係機関との連携を平時から構築する。
5. 過去の自然災害等の被災状況を踏まえ、年度ごとに推進重点エリアを選定し、小規模事業者に対するリスク対応の注意喚起に努め事業継続力強化計画策定を支援する。

支援事業	単位	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
地域防災計画に基づく災害リスク周知	回	1	1	1	1	1
リスクチェックシートによる共済・保険の加入確認等	件	30	30	30	30	30
商工会自身の事業継続計画作成(見直し回数)	回	1	1	1	1	1
会報・HP等による各種制度の情報発信	回	1	1	1	1	1
事業者BCP計画実施フォローアップ支援	回	1	1	1	1	1
事業者BCP計画アンケート調査	回	1	1	1	1	1
事業者BCP計画策定指導・助言・個別相談会	件	10	10	10	10	10
地域行政と連絡ルート確認のための訓練	回	1	1	1	1	1

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年11月1日～令和7年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と多賀城市、七ヶ浜町の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

< 1 事前の対策に関すること > 【指針第三-1-(1)～(5)】

- ・ 地域防災計画に基づき、本計画と整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・ 自然災害等リスク認識に向けた注意喚起 【指針第三-1-(1)】

①職員の巡回訪問や窓口指導時に、地域ハザードマップ等を活用し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及び、その影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、自然災害等に対応した損害保険・共済加入等)について説明する。

②リスクチェックシートによる簡易診断の実施

自然災害等におけるリスクは、建物や什器等の損害のみならず、休業による所得損失、事業主や従業員の怪我、復旧費用の資金繰り等多岐にわたることから、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を用いて簡易診断を行い、小規模事業者のリスク管理状況を確認するとともに、リスク軽減のための対策を提案する。

◆商工会が提供しているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の生活敷金積立 ○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
損害賠償のリスク	○製造者責任(PL)・情報漏えい等に関する賠償保険
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

・ 情報の共有に関すること 【指針第三-1-(5)】

当会が発行する会報や、多賀城市、七ヶ浜町の広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対応の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。

・ 事業者BCP策定に関する指導・助言に関すること【指針第三-1-(3)】

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等に関する情報提供をはじめ、事業継続力強化の指導及び助言を行うとともに、必要に応じ専門家を派遣し具体的取り組みを支援する。

・各種制度の情報提供に関すること

【指針第三-1-(2)】

事業者の必要に応じ事業継続の取組に関する専門家派遣をはじめ、宮城県商工会連合会等の関係団体が主催する普及啓発セミナー開催や行政の施策、損害保険の紹介等の事業継続力強化に関する情報を、当会の会報やホームページ掲載等により積極的に小規模事業者に提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

平成20年6月に発生した「岩手・宮城内陸地震」を契機として、平成21年3月に事業継続力計画「大規模災害対策マニュアル」を作成。その後、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、平成24年4月に改訂している。毎年4月に更新し、令和2年4月に最新版を作成している。(詳細は別紙参照)。

3) 関係団体等の連携

【指針第三-1-(2)】

・関係機関と連携した普及啓発の実施に関すること

① 全国の商工会で加入勧奨している、商工会の休業対応応援共済制度(元受団体/全日本火災共済協同組合連合会)を販売する宮城県火災共済協同組合や損害保険会社に専門家等の派遣を依頼し、巡回・窓口相談時をはじめ、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーの共催や自然災害に対応した各種共済制度の紹介等を実施する。

② 自然災害対応力強化に関する注意喚起を促すため、関係機関に自然災害リスク対応を啓発するポスター等の提供を依頼し、当会に来会された事業者が目にする場所に掲示する。

4) フォローアップ

【指針第三-1-(4)】

・小規模事業者の事業者BCPの取組状況や実施支援のフォローアップに関すること

巡回、窓口指導時やアンケート調査実施により、小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を把握し、(仮称)事業継続力強化推進会議(構成員:当会、多賀城市、七ヶ浜町)にて、状況を確認するとともに、改善点等について協議をすることにより小規模事業者の災害リスク対応の取組について、フォローアップ支援を実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・災害発生時に混乱なく円滑に本計画を実施できるよう、自然災害(震度6弱以上)が発生したと仮定し、多賀城市及び七ヶ浜町との連絡ルートの確認と、必要に応じて訓練を実施する。

< 2 発災後の対策に関すること >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
- ・そのうえで、管内に震度6弱以上の地震、又は当会会長が、災害対策本部設置が必要と認めた災害が発生した時は、速やかに「災害対策本部」を商工会内に設置し、下記の手順で職員の安否と管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡するとともに、多賀城市、七ヶ浜町と連携し被災小規模事業者の支援を行う。
- ・なお、当会で設置する災害対策本部の組織体制は次の通り。

【災害対策本部の組織体制と業務】

対策本部全体	危機管理対応の職場内調整、突発的事案の対応 被災会員事業所の状況等の情報収集と発信 基本行動要領の決定と指示
本部長 (会長)	危機管理対応方針の決定、危機管理対策の全般統括
地区対策本部長 (副会長)	対策本部との連絡調整、危機管理対応の支部内調整 支部内商工会の情報収集と発信、対策本部決定方針の支部への徹底
本部長代行 (事務局長・参事)	本部長の補佐、職員の出勤体制の決定、行政及び県連への報告 最優先業務の決定、平時体制移行の決定、その他全体的な事項
副本部長 (課長・副参事)	本部長及び本部長代行の補佐、官公庁対策
責任者 (支所責任者)	職員の状況確認(自宅の状況、通勤困難、帰宅困難者等) 対策本部の設営、本所・支所(事務所)との連絡調整 会員支援項目の立案、重要書類の保全
情報収集担当員	責任者の補佐、役員並びに会員の被災状況調査及び集計 職員及びその家族の安否確認並びに各商工会情報の収集
支部役員	支部の被害状況報告

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・職員の安否報告に関すること
 - ① 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

【手段】大規模災害対策マニュアルに基づく緊急連絡網等も活用し、業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を、当会と多賀城市、七ヶ浜町で共有する。
 - ② 職員の安否を確認したうえで、当会と多賀城市、七ヶ浜町により応急対策の方針を決定し、管内小規模事業者の被災状況の把握に努め、情報の共有化を図る。

2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針と決定に関すること
 - ① 当会と多賀城市、七ヶ浜町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

② 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

③ 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

④本計画により、当会と多賀城市、七ヶ浜町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回共有する。
3週間～1カ月	1日に1回共有する。
1カ月以降	2日に1回共有する。

3) 行政への連絡ルート確認及び訓練の実施

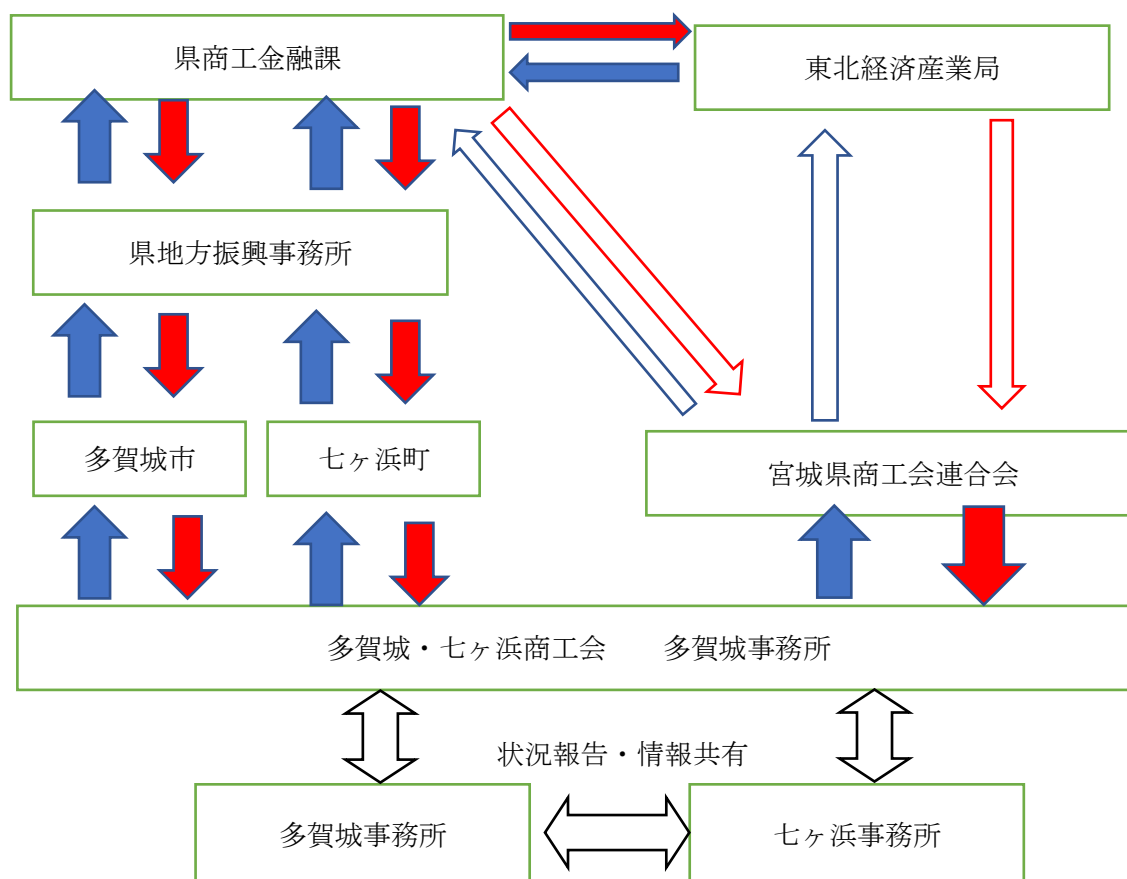
発災後、速やかに本会及び各行政との連携体制をとるために、毎年1回の連絡訓練及び定期的な連絡ルートの確認をおこなう。

< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

・管内小規模事業者(商工業者)の被害状況の確認及び報告に関すること 【指針第三-1-(6)】

- ① 被害情報を迅速に把握できる指示命令系統を構築し、多賀城市、七ヶ浜町及び宮城県、宮城県商工会連合会に報告する。
 ※被害情報については、指示命令系統を構築後、当会情報収集担当職員が中心となり、迅速な情報収集に努める。
- ② 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う仕組みを構築する。
- ③ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ④ 当会と多賀城市、七ヶ浜町は被害状況の確認方法や被害額(建物、備品、商品等)の算定方法について、訓練等を実施の上、あらかじめ確認する。
 ※多賀城市、七ヶ浜町には、市町ごとに区分し宮城県作成の被害状況調査票で報告する。
 なお、報告についても、あらかじめ訓練等を実施する。
- ⑤ 当会と多賀城市、七ヶ浜町が共有した情報を、多賀城市、七ヶ浜町より県地方振興事務所へ報告する。

※報告連絡体制フロー図



※多賀城事務所に被害状況に関する情報を集約し、多賀城市、七ヶ浜町及び宮城県商工会連合会に報告する。

※当会施設の被災状況により多賀城事務所が機能しない場合は、七ヶ浜事務所が当該機能を果たす。

・多賀城事務所 多賀城市伝上山3-1-12

TEL：022-365-7830 FAX：022-365-7880

・七ヶ浜事務所 七ヶ浜町吉田浜野山5-1

TEL：022-357-3912 FAX：022-357-5125

【関係市町村・団体 連絡先】

・多賀城市

都市産業部産業振興課 多賀城市中央2-1-1 TEL022-368-4204 Fax022-368-9069

・七ヶ浜町まちづくり振興課 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 TEL022-357-7443 Fax022-357-5744

・宮城県商工会連合会 仙台市青葉区上杉1-4-2 TEL022-225-8751 Fax022-265-8009

<4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

・管内小規模事業者の経営状況の確認に関すること 【指針第三-1-(6)】

下記により相談窓口を迅速に開設し、被害詳細を把握するとともに、支援施策の周知と小規模事業者の被害状況に応じた復旧支援を行う。

- ① 相談窓口の開設方法について、宮城県商工会連合会や多賀城市と七ヶ浜町と協議する。(国・県から要請があった場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ② 安全性が確認された地域および建物において、相談窓口を設置する。
- ③ 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認するとともに、経営状況についても確認をする。
- ④ 応急時に有効な、国・県・多賀城市・七ヶ浜町等の被災事業者施策について、管内小規模事業者に周知する。
- ⑤ 管内小規模事業者の被災後の事業継続計画（BCP）あるいは事業継続力強化計画の取組状況を確認するとともに、被災前においても事業継続計画、事業継続力強化計画の策定状況について把握しておく。

<5 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ① 多賀城市、七ヶ浜町と連携し、宮城県の方針に従い支援方針を決定するとともに、宮城県商工会連合会や国・県・地域行政等の支援機関との連携により、被災小規模事業者に対して有効な復興支援を行う。
- ② 宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ③ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合に要請する要請するとともに、専門家派遣等についても各支援機関に要請する。

<6 地域防災計画との連携に関すること>

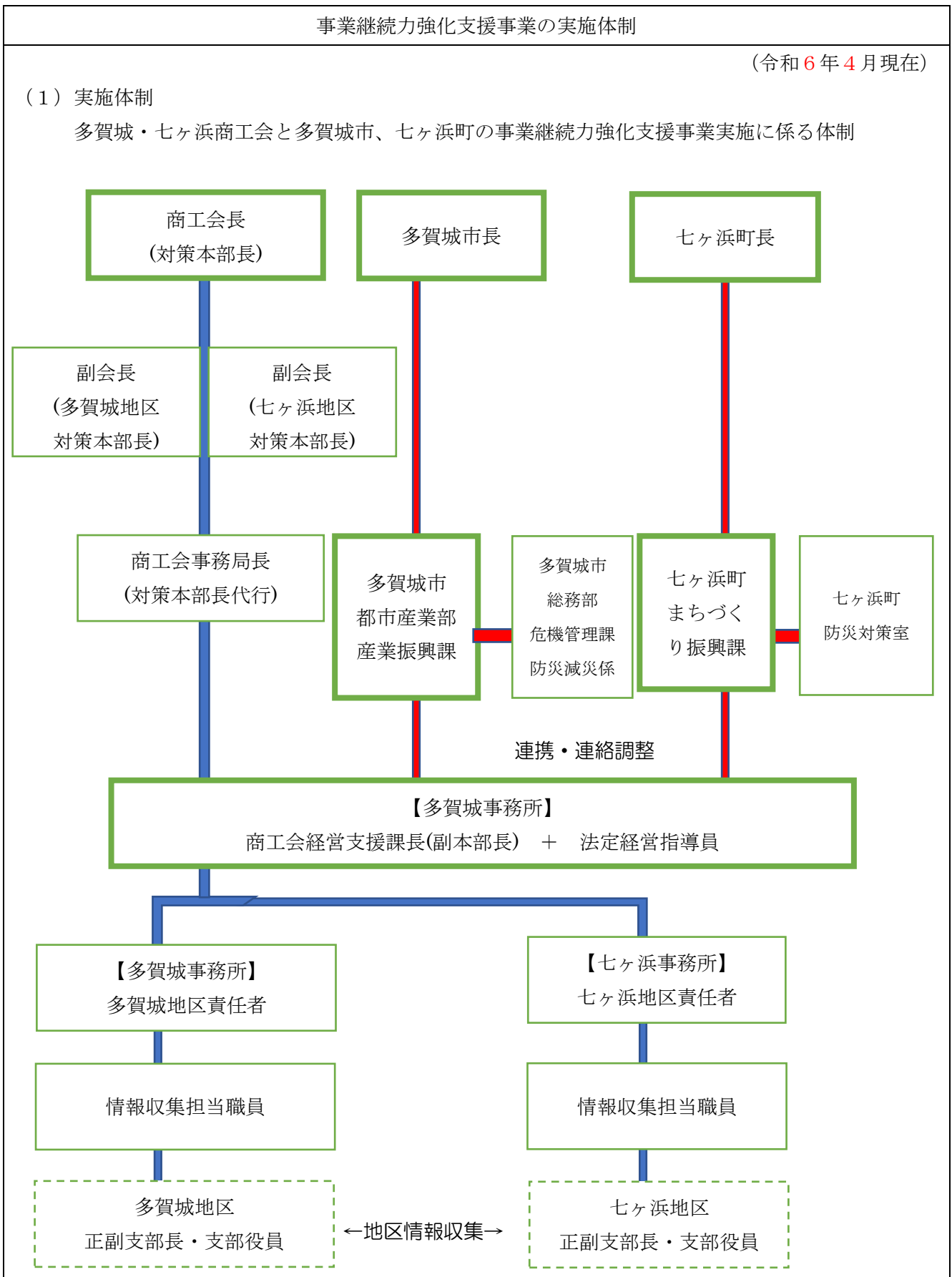
- ① 多賀城市と七ヶ浜町の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保について協議する。
- ② 多賀城市、七ヶ浜町の防災訓練への参加勧奨及び日頃から連携強化に努める。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名	連絡先	電話番号
三好啓介	多賀城事務所	022-365-7830
野村俊介	多賀城事務所	022-365-7830

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

氏名	関与内容	頻度
三好啓介	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との連絡調整、具体的な取組全般の企画と進捗管理。 ・商工会自身の事業継続計画作成(見直し)。 ・発災時における被害状況の確認方法、円滑な報告体制にいて助言する。 担当:発災時における指示命令系統・連携体制	見直し 年1回 以上
	担当:事前の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・災害リスク周知の進捗確認と効果的な注意喚起に関し見直しを行う。 ・会報・HP等による各種制度の情報発信について提案・助言する。 	年1回 以上
	担当:応急対応時の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者に対する国・県・地域行政の支援施策の情報収集と相談窓口開設時等における、被災事業者の被害詳細取り纏め及び被災状況に応じた支援策について提案・助言する。 ・事業者BCP計画アンケート調査企画立案。 	情報収集 年1回 以上
野村俊介	担当:地区内商工業者に対する復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者に対する国・県・地域行政・関係機関の支援施策の情報発信に関する提案。 ・国・県等の専門家派遣を要する案件に対応するため、専門家の情報収集と派遣要請に伴う関係団体との連絡調整を行う。 ・事業者BCP計画策定に関する指導・助言・個別相談会開催の企画。 	情報収集 年1回 以上
	担当:地域防災計画との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、行政が主催する防災訓練への参加勧奨や当会の防災備品の確認及び不足備品の補填に関して提案・助言を行う。 ・事業者BCP計画実施フォローアップ支援に関する企画提案。 	企画提案 年1回 以上
	担当:発災後の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認と安全確保に関する情報収集と、より効果的な発災後の情報共有手段について提案・助言を行う。 ・行政への連絡ルート確認及び訓練の実施。 	情報収集 年1回 以上

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会

・多賀城・七ヶ浜商工会

多賀城事務所

〒985-0872 宮城県多賀城市伝上山3-1-12

TEL: 022-365-7830 / FAX: 022-365-7880

E-Mail: tagajo@fine.ocn.ne.jp

七ヶ浜事務所

〒985-0802 宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜野山5-1

TEL: 022-357-3912 / FAX: 022-357-5125

E-Mail: nanahama@cocoa.ocn.ne.jp

② 関係市町村

・多賀城市

都市産業部産業振興課

〒985-8531 宮城県多賀城市中央2-1-1

TEL: 022-368-4204 / FAX: 022-368-9069

E-Mail: shoko@city.tagajo.miyagi.jp

総務部危機管理課

〒985-8531 宮城県多賀城市中央2-1-1

TEL: 022-368-2079 / FAX: 022-368-1360

E-Mail: bosai@city.tagajo.miyagi.jp

・七ヶ浜町

まちづくり振興課

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

TEL: 022-357-7443 / FAX: 022-357-5744

E-Mail: suishin@shichigahama.com

総務課防災対策室

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

TEL: 022-357-7437 / FAX: 022-357-5744

E-Mail: botai@shichigahama.com

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
パンフ等郵送 代金	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、多賀城市補助金、七ヶ浜町補助金、雑収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。